

公的研究費管理規程

制定施行：平成 20 年 5 月 1 日

株式会社廃棄物工学研究所

(前 文)

この規程は、会社と従業員が相互信頼の上に立ち、公的研究費の管理・運営を適正に行うことを目的として制定されたものであって、会社と従業員は、それぞれの担当する経営、職務について責任をもって誠実にその業務を遂行することにより、この目的を達成しなければならない。

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公的研究費の管理・運営について必要な事項を定めることにより、株式会社廃棄物工学研究所（以下、「会社」という。）又は会社に所属する社員が研究費の管理及び運営を適正に行うことを目的とする。

(定 義)

第 2 条 公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(適用範囲)

第 3 条 公的研究費について、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人に別途定めがある場合にはそれによるものとする。

第 2 章 責 務

(会社の責務)

第 4 条 会社は、会社又は会社に所属する社員が公的研究費の交付を受けて研究を行う場合、法令及び社内規程等に従って会社としての公的研究費の管理・運営を行う責任を果たすものとする。

(社員の責任)

第 5 条 社員は、公的研究費による学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において本規程を遵守するとともに、公的研究費の使用に関して、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

2 配分を受ける社員は公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを、文書により誓約しなければならない。

第 3 章 責 任 者

(最高管理責任者)

- 第 6 条 代表取締役は会社の公的研究費に関する管理・運営について、最高管理責任者として総括する。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費の管理・運営に関する計画の策定及び推進並びに進捗管理及び報告について全責任を負うものとする。

(統括管理責任者)

- 第 7 条 経理担当は、会社の公的研究費に関する管理・運営について、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐する。
- 2 統括管理責任者は、公的研究費の管理・運営を統括するとともに、社内の公的研究費の運営管理が正確に処理されるよう努めなければならない。
 - 3 統括管理責任者は、公的研究費の管理事務の内、特に重要な事項については事前に最高管理責任者と相談し、同意を得るものとする。

(部局責任者)

- 第 8 条 部局責任者は、主任研究員とする。
- 2 部局責任者は、統括管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な執行確保に努めなければならない。

第 4 章 研 修 ・ 相 談

(研 修)

- 第 9 条 最高管理責任者及び統括管理責任者は、社員に公的研究費の管理・運営に関する研修を行わなければならない。
- 2 公的研究費の管理・運営に携わる社員は、定期的な研修を受けなければならない。

(相談窓口)

- 第 10 条 社内外からの公的研究費の管理・運営に関する相談窓口を、経理担当に置く。
- 2 社員から公的研究費の管理・運営に関して相談を受けた場合、経理担当者は関係部署と連携して、速やかに対処しなければならない。

第 5 章 不正 防 止

(不正の防止に対する責任)

- 第 11 条 最高管理責任者は、会社における公的研究費の管理・運営に係る不正の発生の防止に努めなければならない。
- 2 統括管理責任者は、会社における公的研究費の管理・運営に係る不正の要因を把握・分析し、不正防止計画を策定・推進するとともに、不正防止計画の進捗状況を年 2 回以上最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正防止計画推進部署)

- 第 12 条 事業全体の観点から不正を防止するため、不正防止計画推進班を設置し、職員を啓蒙するための研修や必要に応じた不正防止計画の策定・実施を行う。

(不正防止計画推進班の業務)

- 第 13 条 不正防止計画推進班は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 不正発生要因の実態の把握及び検証
 - (2) 不正防止計画の策定及び推進
 - (3) 不正防止計画の進捗状況の把握及び改善
 - (4) 社内ルールの統一に関する提言
 - (5) 行動規範の策定
 - (6) その他公的研究費の不正防止に関する事項
- 2 不正防止計画推進班の班長は、最高責任者とする。
- 3 不正防止計画推進班の事務は、統括管理責任者が所管する。

(物品の発注と検収)

- 第 14 条 研究に必要な物品は、研究者からの依頼に基づき、経理担当が発注と検収を行い、研究者に物品の引き渡しを行うものとする。

(不正を行った業者への対応)

- 第 15 条 公的研究費の不正使用に関与した業者については、その業者名、所在地、業種等の公開をするとともに、取引停止等の処分を行う。

(内部監査と監査)

- 第 16 条 競争的資金等の適正な管理のため、モニタリング及び内部監査と特別監査を実施する。
- 2 モニタリングについては支出状況の定期的な確認など、適正管理に向けた取組を実施する。
- 3 内部監査又は特別監査の実施の対象及びその数等については、文部科学省研究振興局及び独立行政法人日本学術振興会など競争的資金等を所管する機関の指導があればそれに従うものとし、その他の場合には最高管理責任者が必要な事項を定める。

- 4 内部監査は会計規程に基づき、不正防止計画推進班と連携して、最高管理責任者が任命した職員が行うものとする。
- 5 特別監査は会計規程に基づき最高管理責任者が任命した職員が行うものとする。

(使用に関するルールの相談窓口)

第 17 条 経理担当に競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受ける相談窓口を設置する。

(通報窓口の設置)

- 第 18 条 内外からの競争的資金等の不正に関する通報を受け付けるため、経理担当に通報窓口を置く。
- 2 通報を受けた場合にあっては最高管理責任者に報告する。
 - 3 不正があると判断された場合には、最高管理責任者は是正処置及び再発防止措置をとらなくてはならない。
 - 4 通報者について、最高管理責任者はその保護に配慮する。

第 6 章 雑 則

(情報の公開)

第 19 条 会社は公的研究費の管理・運営に関する情報のうち、本規程の他、次の各号に掲げる情報を公開するものとする。

- (1) 不正防止計画
- (2) 公的研究費に係わる課題名等の基本情報
- (3) その他、最高管理責任者が必要と認める事項

(規則の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、社内運営会議の議を経て、代表取締役が決定する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。